

平成30年（2018年）7月19日

各指定総合事業訪問介護事業所
各指定総合事業通所介護事業所
各指定総合事業訪問生活援助事業所
各指定居宅介護支援事業所

} 代表者 様

姫路市健康福祉局長寿社会支援部
地域包括支援課長

姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業における利用者負担割合の見直し等について

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に基づき実施しておりますが、その一部を下記のとおり改正し、利用者負担割合の3割負担の導入等を行いましたのでお知らせします。

つきましては、改正内容について御了知のうえ、事業の実施について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

(1) 利用者負担割合の見直し（3割負担の導入） 【平成30年8月1日から】

現役並みの所得がある人が総合事業のサービス（総合事業訪問介護、総合事業訪問生活援助、総合事業通所介護）を利用した際の利用者負担割合が3割となります。

※ 3割負担の対象者の条件は、介護サービスの3割負担の対象者と同じです。利用者の負担割合は介護保険負担割合証（介護保険と共通）で確認いただけます。

※ 総合事業のサービスには給付制限の制度はありません。このため、給付制限対象者に対する4割負担の制度は導入されませんので、念のため申し添えます。

(2) 総合事業訪問型短期集中予防サービスの開始 【平成30年7月1日から】

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間・集中的に行う総合事業訪問型短期集中予防サービスを開始します。

※ このサービスは、姫路市が指定訪問リハビリテーション事業所又は指定訪問看護事業所のうち市の定める条件を満たす事業所に委託して実施します。サービスの詳細は地域包括支援課のホームページ「総合事業訪問型短期集中予防サービスについて」に掲載しています。（http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745/_44494.html）

2 改正後の要綱について

改正後の要綱は地域包括支援課のホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業について」

【裏面に続く】

に掲載しています。(http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745/_38856.html)

3 その他

- (1) 平成30年3月13日開催の平成29年度介護保険サービス事業者等集団指導でお知らせしたとおり、総合事業の報酬単価についても平成30年10月1日付の改正を予定しております。報酬単価につきましては正式に決定次第、改めてお知らせします。
- (2) 総合事業に関する姫路市からの各種お知らせ・情報提供は、姫路市地域包括支援課のホームページで随時公開します。

お問い合わせ先	姫路市 地域包括支援課 総務担当
	電話 079-221-2853、FAX 079-221-2444